**申請の要件及び流れについて**

**申請の要件**

　　認可地縁団体は、地方自治法第２６０条の３８第１項に定める次の４つの要件を全て満たした場合に限り、登記の特例に関する申請ができます。

　　（1）当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

（2）当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

（3）当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

（4）当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

**申請の流れ**

　１．事前準備

　　（1） 書類の作成等について総務部総務課と相談してください。

　　（2）　申請不動産の所有者を把握します。

　　（3）　所在が判明している登記関係者から、特例適用申請の同意を得ておきます。

　　（4）　規約に従い、総会を開催します。

　　　　　協議事項：○「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」制度を申請することの議決

　　　　　　　　　　○申請対象不動産の所有に至った経緯についての議決（申請対象不動産について、認可地縁団体が市町村に提出している保有資産目録又は保有予定資産目録に記載がないものに限る。）

　２．申請

　　　　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に次の資料を添えて町に提出します。

　　　　添付資料

　　　　　　　　　　　　　①　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

　　　　　　　　　　　　　②　保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

　　　　　　③　申請者が代表者であることを証する書類

　　　　　④　法第２６０条の３８条第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資　料

３．審査

　　　申請要件を満たしているか、提出書類により、町が審査します。

４．公告（法第２６０条の３８条第２項）

　　　町長は、申請が要件を満たしている場合、３か月以上の期間公告します。

　　（公告すべき事項）

①　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

　　　②　申請不動産に関する事項

　　　　　　　　　　 ③　異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有者の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨

　　　　　　　　　　 ④　異議をのべることができる期間及び方法に関する事項

　　　　　　　　　５．証する情報の提供

　　　　　　　　　　　公告期間内に異議がなかった場合は、登記関係者の同意があったものとみなし、町長は、申請者（認可地縁団体）に対し、公告結果を証する情報を書面により提供します。

　　　　　　　　　６．登記

　　　　　　　　　　　認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を用意し、法務局において登記手続きを行います。

**公告に対する異議申出**

　　　　　　　　　公告期間において異議があった場合は、町が異議を述べた者に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合には、町から認可地縁団体にその旨を通知し、特例手続は中止されます。

　　　　　　　　　公告に対しての異議申出は、「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、提出することにより行います。

　　　　　　　　　なお、異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりです。

　　①　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

　　②　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

　　③　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

　　　※異議を述べる登記関係者等の別に応じた添付資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登記関係者等の別 | 登記関係者等である旨 | 申請書に記載された氏名及び住所 |
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人 | 登記事項証明書 | 住民票の写し  戸籍の附表の写し |
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人 | 登記事項証明書  戸籍謄抄本 |
| 所有権を有することを疎明する者 | 所有権を有することを疎明するに足りる資料 |

**お問い合わせ**

**総務部総務課**

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

電話番号：0721-93-2500（内線：231・232）

ファックス番号：0721-93-4691

Ｅ-mail/soumu＠town.kanan.osaka.jp